

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

平成 29 年度通常総会 次第

日時 平成 30 年 5 月 26 日 15 時～16 時

会場 沼間コミュニティセンター 2 階会議室

1. 開会の辞
2. 来賓挨拶
3. 会長挨拶
4. 議 事

議長選出

- 第 1 号議案 平成 29 年度活動報告
- 第 2 号議案 平成 29 年度収支決算
- 第 3 号議案 平成 30 年度役員（案）
- 第 4 号議案 平成 30 年度活動計画（案）
- 第 5 号議案 平成 30 年度収支予算（案）
- 第 6 号議案 議員の参画に関する規程（案）

議長解任

5. その他
6. 閉会の辞

以上

平成29年度活動報告

- 平成29年5月27日に開催された通常総会において、平成28年度の活動報告と収支決算、平成29年度の役員、活動計画、収支予算案（会費会計）が承認されました。
- 毎月第4土曜日（午後3時から5時まで）に会員である自治組織やプロジェクト・団体の代表者による「代表者会議」を開催しました。また、代表者会議の準備や連合会運営のための役員会を毎月第3金曜日（午後7時から9時まで）に開催しました。
- 総会や代表者会議の内容は、議事録として作成配布しました。また、「連合会だより」を発行し、会員の活動、代表者会議での議題の概要を掲載しました。「連合会だより」は代表者等を通じて会員自治組織の全戸に配布しました。
- 沼間小学校区にある崖崩れ注意箇所について、会員団体より申告のあったすべて箇所についての現地調査を終えて、その報告書を1月19日、市長に手渡し、対策推進を要望しました。
- 県道24号線など主要道の渋滞対策として、その緩和のために、「右折車にやさしいまちづくり」に取り組みました。具体的には県道24号線沿いに、右折車に道をゆずることをうながす電柱広告を設置しました。
- 東逗子駅前ロータリー広場の美化に取り組みました。平成29年3月に駅前ロータリー花壇に鎌倉駅から少年像「友情」が移設されましたが、花壇は荒れた状態でした。10月に雑草を取り、その後に芝生を敷き、さらに周辺花壇にはパンジーやビオラを植えました。その後、花壇を守るために柵を設置しました。
- 防災資機材の融通をすすめるために、会員自治団体の資機材の調査を行いました。
- 「地域づくり計画」策定委員会を9月に設置し、ほぼ毎月1回の会議により計画の策定に取り組みました。
- 各自治組織とプロジェクト・団体の協働活動として、ふれあい広場への協力、沼間小学校・ホテルの里等の環境整備、避難所運営訓練への参加、東逗子駅前のイルミネーション飾り付け、エコ広場の運営などを行いました。【具体的には次表のとおり】
- 逗子市、県、連携し、チャレンジデー2017への参加、津波避難訓練、総合的病院誘致に関する説明会などを行いました。【具体的には次表のとおり】

項 目	活 動 内 容
沼間小学校区地域連合会の運営	
通常総会の開催	5月27日(土)
代表者会議の開催	毎月第4土曜日に開催(10回)8月は休会
役員会の開催	原則毎月第3金曜日に開催
代表者会議などの議事録作成	総会や代表者会議の議事録を作成し、代表者等を通じて配布
連合会だよりの発行	2回発行し、代表者等を通じて全戸配布
各自治組織・団体との協働活動	
ふれあい広場への協力	ふれあい広場の設営・撤収作業に協力
沼間小・中学校の環境整備	清掃活動、花壇の整備に協力
ホテルの里の環境整備	田越川のホテルに適した周辺整備
ずし子ども0円食堂	毎月1回の0円食堂の実施
避難所運営訓練への参加	9月23日(土) 沼間小学校で開催 268名参加
東逗子地区体育祭への参加	10月8日(日) 体育祭への参加 400名参加
東逗子駅前のイルミネーション飾り付け	東逗子駅前のイルミネーション飾り付け及び撤収作業に協力
地区対抗駅伝競走への応援	1月14日(日)
エコ広場ずし	エコ広場 毎月第1週の金曜日・土曜日に開催
逗子市、県との連携	
チャレンジデー2017へ参加	5月31日(火) チャレンジデー2017への参加
総合的病院誘致	5月27日(土)、9月23日、代表者会議にて平井市長より説明
逗子市総合防災訓練	9月30日(土) 防災訓練への参加
津波避難訓練参加	11月7日(火) 津波避難訓練への参加
自主活動	
防災施設マップ配布	連合会全域の防災施設マップを全戸に配布
主要道路渋滞緩和	「右折車にやさしい」まちづくりの推進
崖崩れ注意箇所調査	危険度に優先順位をつけて改善を市・県に要望
駅前ロータリー美化	東逗子駅前ロータリーの美化・植栽
防災資機材の融通	会員自治団体間での資機材融通のための調査
地域づくり計画策定	計画策定委員会を設置し計画を策定
その他	
自治会・町内会の設立支援	沼間小学校区内の未自治会・町内会の設立支援
地域課題等の情報共有	各地域から提起された課題についての情報共有

平成29年度交付金収支決算書

【収入の部】

平成29年4月1日～平成30年3月31日[単位:円]

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
前年度繰越金	73,652	73,652	
地域づくり交付金(自主事業費)	433,000	433,000	返子市より
地域づくり交付金(選択事業費)	229,000	229,000	返子市より
共通事業費繰越金	25,000	25,000	返子市より
合 計	760,652	760,652	

【支出の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
前期繰越金(共通事業を含む)	98,652	*1(98,652)	事務費に充当
活動費	63,000	0	プロジェクトにかかわる費用等
事務費	200,000	** 307,212	印刷・消耗品・備品購入費等
通信費	70,000	16,515	切手・郵送料
広報費	50,000	11,900	広報誌発行経費
会議費	40,000	18,320	会議雑費・交通費等
雑費	10,000	*2(8,560)	事務費に一部充当
選択事業費	229,000	94,719	選択事業推進に関わる費用
次期繰越金		311,986	
合 計	760,652	760,652	

注) *1,*2 は ** に含まれます。

上記の通り報告いたします

平成30年4月10日 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)

会長 磯部保和 (印)

会計 小清水清也 (印)

監査の結果上記の通り相違ありません

平成30年4月15日 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)

監事 桐ヶ谷利夫 (印)

監事 川上和子 (印)

平成29年度会費会計収支決算書

【収入の部】

平成29年4月1日～平成30年3月31日まで[単位:円]

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
前期繰越金	132,509	132,509	
会費収入A	120,000	114,090	19自治会町内会
会費収入B	7,000	8,000	8関係団体
協賛金収入	3,000	5,000	JR東日本
合 計	262,509	259,599	

【支出の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
活動費	50,000	15,000	沼間・桜山体育祭賛助金
事務費	50,000	0	
会議費	36,000	28,620	会議お茶代
予備費	30,000	21,200	永瀬氏香典・供物料
次期繰越金	96,509	194,779	次年度繰越金
合計	262,509	259,599	

上記の通り報告いたします

平成30年4月10日

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)

会長 磯部保和 

会計 小清水寿也 

監査の結果上記の通り相違ありません

平成30年4月15日

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)

監事 桐ヶ谷利夫 

監事 川上和子 

平成30年度沼間小学校区地域連合会役員（案）

役 職 名	氏 名
会 長	^{オシ} 曾志 光子 東逗子子ども会連合会
副 会 長	工藤 嘉明 逗子桜山ハイツ自治会
副 会 長	森谷 仁 東逗子商栄会
事 務 局 長	磯部 保和 逗子アーデンヒル自治会
書 記	江連 信哉 逗子アーデンヒル自治会
会 計	磯部 保和 （兼 任）
役 員	石井 伸雄 神武寺谷戸町内会
役 員	高木 伸一郎 マイキャッスル湘南逗子サンヴェローナ老番館 管理組合
役 員	杉山 建雄 沼間三丁目自治会
役 員	高橋 徹 避難所運営委員会
役 員	高橋 正好 沼間一丁目自治会
役 員	武藤 浩二 桜山4丁目町内会
役 員	（要請中） 逗子グリーンヒル自治会
^{カヘ} 監 事	^{こしみず} 小清水 房也 東町内会
監 事	^{もとつ} 城藤 弓恵 マイキャッスル湘南逗子サンヴェローナ参番館 管理組合

平成30年度活動計画（案）

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）（以下協議会と呼称する）は、結成以来4年目に入りました。自治会、町内会、管理組合といった自治組織をはじめとして、関係団体、協力団体、他住民自治協議会の多大なるご支援を得て順調に発展していることと自負しております。

協議会では自治会、町内会、管理組合、その他の団体の自主活動を尊重し、情報公開を第一として、地域全体に渡る問題、要望、行政からの情報等を共有してまいりました。今年度は、さらに一定のルールのもとで、議員の方々からも情報を得る機会を作ります。

今年度の活動では、従来から継続している事業に加えて、「地域づくり計画」で立案した事業を協議会会員皆さまの承認を得ながら、一つひとつ実施に移していきたく思います。また、「地域づくり計画」につきましては、地域住民の皆さまに周知することと、住民の皆さまが計画策定に参加する仕組みを確立するように努力いたします。

- 1、協議会は自主独立を前提に地域の発展に協力する。
- 2、協議会は、自治会、町内会、管理組合、各種団体の自主活動を尊重する。
- 3、協議会は、地域づくり、環境整備、安全安心、地域活性化等の自主事業活動に取り組む。
- 4、学校行事、協力団体、地域活動に対して、協議会として支援を行う。
- 5、自治会活動の拡大に協議会として協力する。
- 6、地域づくり計画を住民参加で完成し地域発展に努める。

以上を前提に平成30年度協議会活動計画を示します。

項 目	活 動 内 容
沼間小学校区地域連合会の運営	
通常総会の開催	年度の予算、役員人事。事業計画等を審議
代表者会議の開催	事業計画等に基づき実施内容を検討
役員会の開催	代表者会議等の事前調整
代表者会議などの議事録作成	総会や代表者会議の議事録を作成し、代表者等を通じて配布
連合会だよりの発行	年4回程度発行（代表者等を通じて配布）
各組織・団体との協働活動	
ふれあい市場への協力	ふれあい市場の準備・撤収作業に協力
沼間小・中学校の環境整備	校庭等の草刈、花壇の整備、周辺清掃等に協力
ホタルの里の環境整備	田越川のホタルに適した周辺整備
田越川の清掃	田越川清掃実施（1回/年）
逗子こども0円食堂	毎月1回の0円食堂の実施
避難所運営訓練への参加	避難所運営訓練への参加
地区体育祭への参加	地区体育祭への参加（沼間、桜山体育会）
東逗子駅前のイルミネーション飾り付け	東逗子駅前のイルミネーション飾り付け準備・撤収作業に協力
地区対抗駅伝競走への応援	沼間体育会、桜山体育会の応援
エコ広場ずし	エコ広場 毎月第1週の金曜日・土曜日に開催
逗子市、県との連携	
チャレンジデーへの参加	チャレンジデーへの参加 行政に協力
逗子市総合防災訓練	逗子市総合防災訓練への参加
津波避難訓練	津波避難訓練への参加
各審議会への参加	沼間小学校区代表委員の派遣
自主活動	
地域づくり計画策定	地域づくり計画の完成
主要道路渋滞緩和	バナーフラッグの設置
崖崩れ注意箇所対策	崖崩れ注意箇所対策の推進
地域の美化	東逗子駅前ロータリーの美化
防災対応力向上	自治団体間の協力体制の確立
防犯対策	防犯カメラ設置自治会への情報提供・助力
沼小通学路児童見守り	児童見守り体制の確立
その他	
自治会・町内会の設立支援	沼間小学校区内の未自治会・町内会の設立支援

平成30年度 会費会計収支予算(案)

【収入の部】

平成30年4月1日～平成31年3月31日(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
前期繰越金	194,779	
会費収入A	120,000	22自治会町内会
会費収入B	8,000	8関係団体
協賛金	10,000	JR東日本・岩田実後援会
合 計	332,779	

【支出の部】

科 目	予 算 額	備 考
活動費	140,000	共催イベント賛助金等
事務費	30,000	会費会計で運営する事業の事務
会議費	36,000	総会・全体会議お茶代等
次期繰越金	126,779	
合 計	332,779	

平成30年度 交付金収支予算(案)

【収入の部】

平成30年4月1日～平成31年3月31日(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
前期繰越金	311,986	
自主事業費	430,000	逗子市より
配布金	200,000	(株)パブリックサービスより
合 計	941,986	

【支出の部】

科 目	予 算 額	備 考
活動費(選択事業)	311,000	バナーフラッグ・傷害保険料・0円食堂等
事務費	350,000	印刷代・消耗品備品購入費用等
通信費	20,000	切手・はがき・郵送料
広報費	50,000	広報発行経費(年4回)
会議費	40,000	会議雑費・交通費等
雑費	20,000	
次期繰越金	150,986	
合 計	941,986	

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）における議員の参画に関する規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、公職選挙法により選出された議員（以下、「議員」という。）が、沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）（以下、「協議会」という。）に参画する場合において、その行動規範を定めることを目的とする。

（参画条件）

第 2 条 議員は、役員会の求めに応じて、具体的な事項について協議会活動に参画することができるものとする。ただし、議員資格を有する者が、同協議会の活動団体の構成員の場合は、参画事項において第 4 条の規定を遵守するものとする。

（提 案）

第 3 条 議員は、役員を通じて、議案等の参画内容を提案することができる。

2 役員会は、議員から前項の提案があったときには、これを協議し、当該役員を通じて採否を回答する。

3 提案の方法は、口頭、書面を問わないものとする。

（政治活動の禁止）

第 4 条 議員は、協議会において以下の各号に規定する活動をしてはならないものとする。

- (1) 議員の肩書を明記したチラシや冊子等の配布物に協議会の名を表示すること
- (2) 協議会の名を記載したチラシや冊子等に議員の肩書を表示すること
- (3) 協議会での活動を、以下の行為により自らの政治活動に結び付けること
 - ア 政治にかかわる主張や、その主張に賛同を促すこと
 - イ パブリックコメントに自らの政治的主張を盛り込むよう誘導すること
 - ウ その他、上記の行為に準ずること

（活動の制限）

第 5 条 議員は、協議会において活動するにあたっては、以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 議決権を持つことはできない
- (2) 協議会事業の実施にあたっては、議員は主体的・中心的行動はひかえ、支援に徹するものとする
- (3) 役員会や代表者会議では、求めに応じて発言をすること

（附 則）

この規程は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

